

# JAump

静岡県の遊・食・知をお届けする情報誌

[ジャンプ]

JAバンク静岡

新たな絶景の舞台へ

いま、日本平が面白い

Discover 静岡色図鑑 ふじのくに茶の都ミュージアム

JAアグリ News

## わさび

どう変わるの？

平成31年度税制改正の概要



# 新たな 絶景の舞台へ いま、日本平が面白い

富士山を正面に、清水港や駿河湾、伊豆半島までもが一望できる「日本平」。全国にも知られたこの景勝地に、2018年11月、待望の新施設「日本平夢テラス」がオープンし、山頂の景色が大きく生まれ変わりました。

日本平の歴史をひもとけば、その地名は、古事記や日本書紀の時代に遡り、日本武尊が東征の際に、火攻めの難を逃れた後、有度山の高台から四方を見渡したという言い伝えに由来しています。その後、文化人の

徳富蘇峰が山頂からの風景を絶賛したこと、日本平は一躍、観光地として全国に知られるようになり、「日本観光地百選」平原の部で全国1位に輝きました。1977年頃をピークに来客数は減少しますが、2013年の富士山世界文化遺産、三保松原構成資産登録を機に、再び注目されるようになり、市と県が一体となった整備事業として誕生したのが「日本平夢テラス」。かつてない賑わいと活気が生まれています。

この新名所は、隈研吾建築都市設計事務所による設計で、奈良法隆寺の夢殿をイメージした八角形の「展望施設」と「展望回廊」からなり、360度の大パノラマを堪能できます。山頂からはロープウェイで国宝・久能山東照宮へお参りでき、2016年に日本平の夜景が「日本夜景遺産」に認定されたことから、夜景を楽しむイベント「日本平夜市」も始まりました。昼も夜も魅力満載の新しい日本平の魅力を、あなたの眼で感じてみてください。



①「日本平夢テラス」は隈研吾建築都市設計事務所による設計で、奈良法隆寺の夢殿をイメージした八角形の「展望施設」は全面ガラス張り、室内からも360度の視界が開け、解放感も抜群。②日本平ホテル敷地内に建つ日本武尊像。古代の英雄は、かつてこの地から四方を眺め国見をしたと伝えられる。伝説の英雄は、現代の景色を見て何を思うだろう。③展望施設のデッキからつながる1周約200mの展望回廊。美しい板張りで、ベンチもあり、散策しながら360度のパノラマを楽しめる。外階段から入場可能で24時間利用できる。④この地を愛した徳富蘇峰が眺望の良い場所を4カ所選び、「望岳台」「超然台」「鐘秀台」「吟望台」と命名し、その一つがこの「吟望台」。展望回廊からアプローチできる。⑤富士山世界文化遺産登録を記念して、2015年2月23日(富士山の日)に寄贈された石碑。オモテ面の題字「眺望の地 富士山」は元内閣総理大臣中曽根康弘氏によるもの。⑥晩年に駿府城で過ごした徳川家康公の遺言により建立された「久能山東照宮」。全国初の東照宮として創建された神社で、県唯一の国宝建造物。山頂からは日本平ロープウェイにより5分で結ばれている。

# Discover 食飾職 静岡色 図鑑

おいしい食べ物や特産品、文化や伝統を守る職人さん…知っているようで知らない地元のいろんな「色」にフォーカスするシリーズ。

新茶がおいしい季節です。今回は、世界中で親しまれるお茶の文化や歴史に触れられる体験型の施設をご紹介します。

## Vol.25

大人の  
社会科  
見学

ふじのくに  
茶の都  
ミュージアム



牧之原台地にあるお茶のミュージアムです。博物館ではお茶の産業・歴史・文化・機能性を紹介する展示のほか、抹茶挽き体験や日本茶のいれ方体験などがあり、お茶の魅力を堪能できます。小堀遠州ゆかりの日本庭園や茶室、ミュージアムショップやカフェレストランもあり、家族みんなで楽しめます。

### わかりやすい!映像による紹介



お茶の文化や歴史などを展示パネルだけでなく映像で見られるのが魅力。中国やチベットの喫茶の様子や、生葉を煎茶に仕上げていく機械の動き、茶の手揉み作業の様子など、思わず引き込まれる楽しさ!

### 違いを感じる!茶葉の香り比べ



2Fの「茶の都しずおかの誇り」コーナーでは、静岡県内で栽培されている茶葉の展示があり、実際に茶葉の香りを嗅ぐことができます。産地や品種による茶葉の仕上がりの違いにびっくり!

## “五感で楽しむミュージアム” 見どころピックアップ

まずは階段を上がって3階へ。富士山展望ホールからの絶景を楽しんだら、お茶の世界へスタートです。

### 3F 常設展示「世界のお茶」

お茶の起源とされる樹齢千年の茶樹王のレプリカが圧巻の3階は、「世界のお茶」がテーマ。各国の茶葉約60種の実物紹介のほか、喫茶の習慣があるトルコ・中国・チベットの茶館が復元され、お茶を飲むシーン等が映像で見られます。



### 2F 常設展示「日本のお茶、静岡のお茶」

日本、そして静岡のお茶をクローズアップしたエリア。製茶小屋の一部が再現され、実際の機械の動きも映像で紹介されています。県内各地の茶葉も展示され、香りを嗅ぐことも可能。伝統的な栽培方法、茶草場農法の展示もあります。



### 小堀遠州による日本庭園・茶室

大名茶人・小堀遠州が手掛けた茶室と庭園を復元し公開しています。庭園は後水之尾院の仙洞御所の東庭、茶室「縦目楼」は京都・石清水八幡宮の滝本坊と伏見奉行屋敷の一部を復元。熊倉館長による茶室の音声ガイドも必聴。



### 本格的な茶室で茶道体験

小堀遠州の「綺麗さび」の世界を間近に感じられる茶室で、静岡県産の抹茶と和菓子を味わえます(有料500円)。希望者は、茶道の手ほどきを受けながら、実際に点てることも可能。自分で点てたお茶はひと味違うおいしさです。



いろいろな講座が楽しめる

### 2F 体験コーナー

#### 抹茶挽き体験

石臼で抹茶を挽く体験ができ、自分で挽いた抹茶は持ち帰りOK。

●有料、所要時間 約20分

#### 日本茶のいれ方体験

エドゥケーターの方から、産地や特徴に合ったおいしいお茶の淹れ方が学べます。

●有料、所要時間 20分

※参加方法は博物館2階の総合案内でご確認ください



### ふじのくに 茶の都ミュージアム

島田市金谷富士見町3053番地の2  
TEL.0547-46-5588

[開館時間] 9:00~17:00(入館は16:30まで)

茶室は9:30~16:00(入館は15:30まで)

[休館日] 毎週火曜日(祝日の場合は開館、翌平日休館)、年末年始

[入場料] 常設展・茶室/一般 300円  
大学生以下の学生、70歳以上、障害者手帳をお持ちの方 無料

# 静岡の旬をお届け! JAアグリNews

## わさび



静岡県山葵組合連合会では、6月第3日曜日の「父の日」を「わさびの日」に制定。刺身やステーキに、ちょっと贅沢な「生わさび」をどうぞ!



### わさび栽培発祥の地・静岡と家康

今から約400年前、静岡市葵区の山間部、有東木(うとうぎ)地区の村人が溪流に自生していたわさびを採集し、湧水地で栽培したのがわさび栽培の発祥といわれています。1607年、駿府城に入城した徳川家康は、献上されたわさびが気に入り、門外不出のご法度品にしました。

### 伊豆で「畳石式のわさび田」誕生

その後、天城山守の板垣勘四郎がその苗を持ち帰り、伊豆地方でのわさび栽培が始まりました。そして「畳石式のわさび田」が開発されると安定生産が可能となり、その栽培技術は静岡市にも還流するとともに、清らかな水源がある御殿場市や富士宮市、浜松市にも広まりました。2018年3月には、「静岡水わさびの伝統栽培」が世界農業遺産に認定され、日本が誇るわさびのトップブランドとして、海外需要の高まりも期待されています。

### わさび DATA

#### ★品種

大きく分けて赤茎系(真妻など)と青茎系の2種類があります。栽培方法により「水わさび(沢わさび)」と「畑わさび」に分類されます。

#### ★収穫時期・旬の時期

水わさびは1年中収穫可能。辛みが強いのは秋から冬。2月頃から花を咲かせ、種が実る。春のわさびは辛さがマイルド。

#### 効用

- カビや細菌に有効
- 酸化を防ぐ
- 血栓を作りにくくする
- 消化吸収を促す

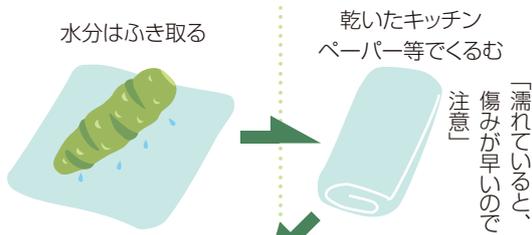
など

### 生わさびの保存法

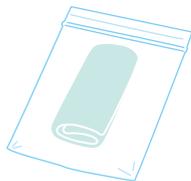
教えて!

JAマイスター

使い残しは、そのままにせず、すぐに冷蔵庫へ!  
「表皮が黒っぽくなくても、タワシで擦れば大丈夫!」



野菜保存袋やポリ袋に入れて密封して冷蔵庫へ



※一カ月以内に使い切る!

#### ◎裏技!冷凍保存



すりおろしたものをラップ等に小分けにして冷凍する方法もあり。自然解凍後、レモン汁を落とすと辛みが復活!

### わさびの進化系 「わさびーズ」

創業以来140年の田丸屋本店が開発した新商品「わさびーズ」。イクラのようにキラキラ輝くわさび色の粒、噛めばプチッと辛みが広がる新感覚のわさびです。料理にトッピングすると華やかさもアップすると大人気!



●わさびーズ  
内容量23g 550円

「特選和牛 静岡そだち」のステーキなどお肉とわさびの相性は抜群で、さっぱりおいしく食べられます!ぜひ食卓でも楽しんでみてください。

#### お話を伺った方

JA静岡市  
販売部 販売課 課長  
長倉正幸さん



どう変わるの？

# 平成31年度税制改正の概要

昨年12月に発表された今年度の税制改正についてご紹介します。  
 今回の税制改正では、消費税率10%への引き上げに伴う需要変動を平準化するために、様々な措置が盛り込まれました。その中から、住宅や自動車、NISAや教育資金に関わる措置など、私たちの生活に関りのある内容を取り上げます。



## [個人所得課税] 住宅ローン控除について

	改正前	改正後																				
住宅ローン控除 (所得税)	<b>一般住宅の場合</b> <table border="1"> <tr> <td>借入限度額(注1)</td> <td>4,000万円</td> </tr> <tr> <td>控除期間</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>以下のいずれか小さい額 ①年末借入残高×1.0% ②土地建物購入価格×1.0%</td> </tr> <tr> <td>最大控除額</td> <td>400万円</td> </tr> </table> <p>(注1)特定取得以外の場合には2,000万円</p>	借入限度額(注1)	4,000万円	控除期間	10年間	控除額	以下のいずれか小さい額 ①年末借入残高×1.0% ②土地建物購入価格×1.0%	最大控除額	400万円	<b>一般住宅で消費税率が10%の場合</b> <table border="1"> <tr> <td>借入限度額</td> <td>4,000万円</td> </tr> <tr> <td>控除期間</td> <td>13年間</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>1~10年</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>11~13年</td> <td>以下のいずれか小さい額 ①年末借入残高×1.0% ②建物購入価格 (4,000万円限度) ×2/3%(2%÷3年)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>最大控除額</td> <td>479.98万円</td> </tr> </table>	借入限度額	4,000万円	控除期間	13年間	控除額	<table border="1"> <tr> <td>1~10年</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>11~13年</td> <td>以下のいずれか小さい額 ①年末借入残高×1.0% ②建物購入価格 (4,000万円限度) ×2/3%(2%÷3年)</td> </tr> </table>	1~10年	同左	11~13年	以下のいずれか小さい額 ①年末借入残高×1.0% ②建物購入価格 (4,000万円限度) ×2/3%(2%÷3年)	最大控除額	479.98万円
	借入限度額(注1)	4,000万円																				
控除期間	10年間																					
控除額	以下のいずれか小さい額 ①年末借入残高×1.0% ②土地建物購入価格×1.0%																					
最大控除額	400万円																					
借入限度額	4,000万円																					
控除期間	13年間																					
控除額	<table border="1"> <tr> <td>1~10年</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>11~13年</td> <td>以下のいずれか小さい額 ①年末借入残高×1.0% ②建物購入価格 (4,000万円限度) ×2/3%(2%÷3年)</td> </tr> </table>	1~10年	同左	11~13年	以下のいずれか小さい額 ①年末借入残高×1.0% ②建物購入価格 (4,000万円限度) ×2/3%(2%÷3年)																	
1~10年	同左																					
11~13年	以下のいずれか小さい額 ①年末借入残高×1.0% ②建物購入価格 (4,000万円限度) ×2/3%(2%÷3年)																					
最大控除額	479.98万円																					
 住宅ローン控除 (住民税)	<b>認定住宅の場合</b> <table border="1"> <tr> <td>借入限度額(注2)</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>控除期間</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>以下のいずれか小さい額 ①年末借入残高×1.0% ②土地建物購入価格×1.0%</td> </tr> <tr> <td>最大控除額</td> <td>500万円</td> </tr> </table> <p>(注2)特定取得以外の場合には3,000万円</p>	借入限度額(注2)	5,000万円	控除期間	10年間	控除額	以下のいずれか小さい額 ①年末借入残高×1.0% ②土地建物購入価格×1.0%	最大控除額	500万円	<b>認定住宅で消費税率が10%の場合</b> <table border="1"> <tr> <td>借入限度額</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>控除期間</td> <td>13年間</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>1~10年</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>11~13年</td> <td>以下のいずれか小さい額 ①年末借入残高×1.0% ②建物購入価格 (5,000万円限度) ×2/3%(2%÷3年)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>最大控除額</td> <td>599.99万円</td> </tr> </table> <p>※平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合</p>	借入限度額	5,000万円	控除期間	13年間	控除額	<table border="1"> <tr> <td>1~10年</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>11~13年</td> <td>以下のいずれか小さい額 ①年末借入残高×1.0% ②建物購入価格 (5,000万円限度) ×2/3%(2%÷3年)</td> </tr> </table>	1~10年	同左	11~13年	以下のいずれか小さい額 ①年末借入残高×1.0% ②建物購入価格 (5,000万円限度) ×2/3%(2%÷3年)	最大控除額	599.99万円
	借入限度額(注2)	5,000万円																				
控除期間	10年間																					
控除額	以下のいずれか小さい額 ①年末借入残高×1.0% ②土地建物購入価格×1.0%																					
最大控除額	500万円																					
借入限度額	5,000万円																					
控除期間	13年間																					
控除額	<table border="1"> <tr> <td>1~10年</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>11~13年</td> <td>以下のいずれか小さい額 ①年末借入残高×1.0% ②建物購入価格 (5,000万円限度) ×2/3%(2%÷3年)</td> </tr> </table>	1~10年	同左	11~13年	以下のいずれか小さい額 ①年末借入残高×1.0% ②建物購入価格 (5,000万円限度) ×2/3%(2%÷3年)																	
1~10年	同左																					
11~13年	以下のいずれか小さい額 ①年末借入残高×1.0% ②建物購入価格 (5,000万円限度) ×2/3%(2%÷3年)																					
最大控除額	599.99万円																					

	改正前	改正後		
住宅ローン控除 (住民税)	所得税の住宅ローン控除について控除不足額がある場合 <table border="1"> <tr> <td>控除限度額</td> <td>所得税の課税総所得金額等×7%(最高13.65万円)</td> </tr> </table> <p>(注)特定取得以外の場合には課税総所得金額等×5%(最高9.75万円)</p>	控除限度額	所得税の課税総所得金額等×7%(最高13.65万円)	控除期間が13年となった場合には、11年目から13年目について同様に取扱う ※平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合
控除限度額	所得税の課税総所得金額等×7%(最高13.65万円)			

## [金融証券税制] NISAに係る税の見直し

	改正前	改正後
NISA口座保有者の出国に伴う対応	NISA、つみたてNISAの口座保有者が海外転勤等により一時的に出国する場合、すでにNISA口座で保有している金融商品は特定口座などの課税口座へ払い出されます。また、帰国後においても、いったん課税口座に払い出された金融商品は、再びNISA口座等へ戻すことはできません。	海外転勤等により一時的に出国する場合においても、出国の日の前日までに「継続適用届出書」を提出した場合は、最長5年の間は引き続きNISA口座等での保有が可能となります。ただし、出国期間中の新規買付けはできず、帰国の際には「帰国届出書」の提出が必要となります。
NISA口座を開設できる年齢の引き下げ	NISA口座は、その年1月1日において20歳以上の居住者等が開設できます。	NISA口座は、その年1月1日において18歳以上の居住者等が開設できます。 ※平成35年1月1日以後に開設されるNISA口座について適用
ジュニアNISA口座等を開設できる年齢の引き下げ	ジュニアNISA口座の開設、非課税管理勘定および継続管理勘定の設定は、その年1月1日において20歳未満の居住者等ができます。	ジュニアNISA口座の開設、非課税管理勘定および継続管理勘定の設定は、その年1月1日において18歳未満の居住者等ができます。 ※平成35年1月1日以後に開設されるジュニアNISA口座について適用

	改正前	改正後
ロールオーバー時の移管依頼書の簡素化	NISA、ジュニアNISAにおけるロールオーバー時の移管依頼書は、電磁的方法による提出であっても、マイナンバーカード等の電子証明書による本人確認が必要です。	NISA、ジュニアNISAにおけるロールオーバー時の移管依頼書は、電磁的方法による提出の場合は、電子証明書による本人確認ではなく、氏名、生年月日、住所の記載のある住所等確認書類を提示する方法で足ります。

## [相続税・贈与税] 教育資金に係る税の見直し

	改正前	改正後
教育資金一括贈与の非課税	<p>適用期限は、平成31年3月31日まで</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>所得要件 なし</li> <li>教育資金の範囲 (1)学校等に直接支払われる入学金、授業料等 (2)学校等以外の者に教育に関する役務の提供として支払われる塾やスポーツ・文化芸術をはじめとする習い事等</li> <li>贈与者死亡時 教育資金管理契約中に贈与者が死亡した場合、課税関係は生じません</li> <li>終了事由 (1)受贈者が30歳に達した場合 (2)受贈者が死亡した場合 (3)信託財産等の価額が零となり、契約終了の合意があった場合</li> </ol>	<p>下記の措置を講じた上、適用期限を平成33年3月31日まで延長</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>所得要件 信託等をする日の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円超の場合適用なし ※平成31年4月1日以後の信託等の贈与に適用</li> <li>教育資金の範囲 23歳以上の孫等の教育資金の範囲を学校等や教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練費用に限定(習い事等は対象外) ※平成31年7月1日以後に支払う教育資金に適用</li> <li>贈与者死亡時 教育資金管理契約の口座設定後3年以内に贈与者が死亡し、その時点で孫等が23歳以上であるなど一定の場合、その口座の残額を相続財産に加算 ※平成31年4月1日以後贈与者が死亡した場合に適用。 ただし、同日前に取得した信託受益権は対象外</li> <li>終了事由 受贈者が30歳に達した場合の終了事由について、存学中等のときは、40歳まで教育資金管理契約は終了しません ※平成31年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合に適用</li> </ol>



## [その他の税] 自動車税の見直し

	改正前	改正後																								
自動車重量税のエコカー減税	<p>自家用乗用車(新車)の場合 平成31年4月30日までに取得</p> <table border="1"> <tr><td>免税</td><td>平成32年度基準+40%、EV</td></tr> <tr><td>75%減</td><td>平成32年度基準+20%</td></tr> <tr><td>50%減</td><td>平成32年度基準+10%</td></tr> <tr><td>25%減</td><td>平成32年度基準</td></tr> <tr><td>本則</td><td>平成27年度基準+10%</td></tr> <tr><td>特例</td><td>上記以外</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●減税対象車は本則の税額0.5トン当たり7,500円に対してそれぞれの減税割合に応じて減税となります</li> <li>●減税対象外は特例の税額が適用され、0.5トン当たり12,300円</li> <li>●平成32年度基準+50%を満たすものは初回車検時も免税</li> </ul>	免税	平成32年度基準+40%、EV	75%減	平成32年度基準+20%	50%減	平成32年度基準+10%	25%減	平成32年度基準	本則	平成27年度基準+10%	特例	上記以外	<p>自家用乗用車(新車)の場合 平成31年5月1日～平成33年4月30日までに取得</p> <table border="1"> <tr><td>免税</td><td>平成32年度基準+40%、EV</td></tr> <tr><td>75%減</td><td></td></tr> <tr><td>50%減</td><td>平成32年度基準+20%</td></tr> <tr><td>25%減</td><td>平成32年度基準</td></tr> <tr><td>本則</td><td></td></tr> <tr><td>特例</td><td>上記以外</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●減税対象車は本則の税額0.5トン当たり7,500円に対してそれぞれの減税割合に応じて減税となります</li> <li>●減税対象外は特例の税額が適用され、0.5トン当たり12,300円</li> <li>●平成32年度基準+90%を満たすものは初回車検時も免税</li> </ul>	免税	平成32年度基準+40%、EV	75%減		50%減	平成32年度基準+20%	25%減	平成32年度基準	本則		特例	上記以外
免税	平成32年度基準+40%、EV																									
75%減	平成32年度基準+20%																									
50%減	平成32年度基準+10%																									
25%減	平成32年度基準																									
本則	平成27年度基準+10%																									
特例	上記以外																									
免税	平成32年度基準+40%、EV																									
75%減																										
50%減	平成32年度基準+20%																									
25%減	平成32年度基準																									
本則																										
特例	上記以外																									



	改正前	改正後																																				
自動車取得税	<p>自家用乗用車(新車)の場合 平成31年3月31日までに取得</p> <table border="1"> <tr><th>税率</th><th>基準</th></tr> <tr><td>3%</td><td>減税対象外自動車</td></tr> <tr><td>非課税</td><td>平成32年度基準+40%、EV</td></tr> <tr><td>80%減</td><td>平成32年度基準+30%</td></tr> <tr><td>60%減</td><td>平成32年度基準+20%</td></tr> <tr><td>50%減</td><td>(新設)</td></tr> <tr><td>40%減</td><td>平成32年度基準+10%</td></tr> <tr><td>25%減</td><td>(新設)</td></tr> <tr><td>20%減</td><td>平成32年度基準</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●取得価額を課税標準額とし、免税点は50万円</li> </ul>	税率	基準	3%	減税対象外自動車	非課税	平成32年度基準+40%、EV	80%減	平成32年度基準+30%	60%減	平成32年度基準+20%	50%減	(新設)	40%減	平成32年度基準+10%	25%減	(新設)	20%減	平成32年度基準	<p>自家用乗用車(新車)の場合 平成31年9月30日までに取得</p> <table border="1"> <tr><th>税率</th><th>基準</th></tr> <tr><td>3%</td><td>減税対象外自動車</td></tr> <tr><td>非課税</td><td>平成32年度基準+40%、EV</td></tr> <tr><td>80%減</td><td></td></tr> <tr><td>60%減</td><td></td></tr> <tr><td>50%減</td><td>平成32年度基準+20%</td></tr> <tr><td>40%減</td><td></td></tr> <tr><td>25%減</td><td>平成32年度基準+10%</td></tr> <tr><td>20%減</td><td>平成32年度基準</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●取得価額を課税標準額とし、免税点は50万円</li> <li>●平成31年10月1日以後は廃止 ※実質的に自動車税の環境性能割へ移行</li> </ul>	税率	基準	3%	減税対象外自動車	非課税	平成32年度基準+40%、EV	80%減		60%減		50%減	平成32年度基準+20%	40%減		25%減	平成32年度基準+10%	20%減	平成32年度基準
税率	基準																																					
3%	減税対象外自動車																																					
非課税	平成32年度基準+40%、EV																																					
80%減	平成32年度基準+30%																																					
60%減	平成32年度基準+20%																																					
50%減	(新設)																																					
40%減	平成32年度基準+10%																																					
25%減	(新設)																																					
20%減	平成32年度基準																																					
税率	基準																																					
3%	減税対象外自動車																																					
非課税	平成32年度基準+40%、EV																																					
80%減																																						
60%減																																						
50%減	平成32年度基準+20%																																					
40%減																																						
25%減	平成32年度基準+10%																																					
20%減	平成32年度基準																																					



現時点(4月)では、法案成立前の内容であることにご留意ください。税制改正に関する新聞やニュースを注視していきましょう。

## 特集

日本平周辺めぐり

# 絶景かな! いま注目の新舞台へ

新スポットの誕生で注目が集まる日本平。  
見過ごしがちな歴史も含め、新たな魅力を探してみてください。



## HOT SPOT 日本平夢テラス

標高300mの丘陵地、日本平山頂から見える絶景が一新、360度パノラマで見渡せるようになりました。この地から派生した歴史や文化など、日本平の魅力もあらゆる角度で楽しめます。



### 木材が醸す美空間

建物は東京2020五輪のメイン会場となる新国立競技場を手掛けた隈研吾建築都市設計事務所による設計。外装・内装ともに自然景観と調和するように、静岡県産の木材がふんだんに使われ、美しく木材を組み合わせたデザインも見どころの一つ。



### 歴史と文化に触れる

#### 展示エリア

日本平にまつわる歴史や文化、周辺の観光情報を紹介。日本武尊の神話や三保松原の天女伝説がわかるグラフィックパネルや歴史絵巻、地形の成り立ちもわかるプロジェクションマッピングも見もの。



### 景色を眺めながら一服

#### ラウンジ

富士山の絶景を眺めながら静岡茶を味わえるカフェ。日本平夢テラス限定煎茶や、名産の青島みかんゼリーなど、この地ならではのメニューが人気。土曜は21時まで営業なので、席から夜景も楽しめます。

### 日本平夢テラス

静岡市清水区草薙600-1 TEL.054-340-1172 休 館 日 第2火曜日、  
開館時間 日～金/9:00～17:00 年末(12/26～31)  
土/9:00～21:00 入 館 料 無料  
※展望回廊は終日入場可

### 日本夜景遺産



県下有数の夜景スポットとして知られる日本平が2016年に「日本夜景遺産」に認定。夏には花火の鑑賞地としても人気が高く、多彩な光景が多くの入客を魅了しています。写真は日本平ホテルからの夜景。大きなガラス窓から富士山や駿河湾、静岡の街並みを一望できます。

■日本平ホテル  
TEL.054-335-1131

## 夜の日本平がアツい!

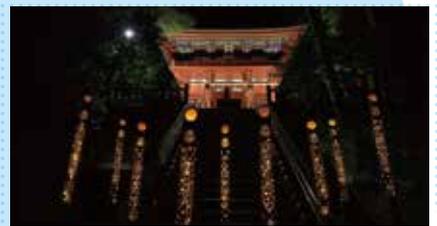
### 日本平夜市



毎月第4土曜日に日本平山頂で開催している夜型マルシェ。飲食や雑貨等の出店は毎月約60店舗以上、音楽演奏やダンスのステージもあり、夜景と一緒にステキな時間が楽しめます。

■日本平夜市実行委員会  
HP <http://nihondaira-yoichi.com/>

### 久能山東照宮ライトアップ



久能山東照宮では、優美な竹灯籠と境内のライトアップによる幻想的な空間が広がる夜間特別拝観「天下泰平の竹あかり」を開催中。厳かな雰囲気のパワースポットにぜひ。

※6/30(日)までの土日祝限定

■日本平ロープウェイ  
TEL.054-334-2026

夜間特別拝観 18:30～21:30(最終入場20:30)

夜間特別拝観には入場時間別のチケットが必要です。このチケットは、「ロープウェイ往復」「久能山東照宮拝観」「博物館入館」のセット券です。詳しくは「天下泰平の竹あかり」公式サイトをご覧ください。

HP <https://toshogu-takeakari.com/>

### 日本武尊 伝説の地

■草薙神社  
静岡市清水区草薙349  
TEL.054-345-8426

日本平の名は、その昔、日本武尊が東国征伐に向かう途中、この地で賊の火攻めにあい、天叢雲剣(のちに草薙剣)で草を薙ぎ払って難を逃れ、賊を平定した後、この山の頂上から四方を見渡したことに由来するとされています。後に父の景行天皇が建てた神社が草薙神社とされ、周辺には20余りの日本武尊伝説が色濃く残っています。



# JAバンク 住宅ローン フラッシュキャンペーン実施中!

2019年1月18日(火)~9月30日(月)

対象商品：住宅関連資金の全て(賃貸住宅資金を除く)

対象者：借入金額1,000万円以上かつ10年以上お借入いただくお客様

※期間中に対象商品をお申込み、かつ2020年3月31日(火)までにお借入いただいたお客様が対象となります。

応募方法：対象商品をお借入いただいた時点で、自動的に応募となります(応募手続き不要)

※キャンペーンにあたり、お借入時にお届けいただいたお客様の個人情報を利用していただきますので、予めご了承ください。

なお、取得した個人情報は、本キャンペーン以外に利用いたしません。

※お借入のお申込みにつきましては、JA及び保証機関において所定の審査をさせていただきますが、審査の結果によってはお申込みをお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

※詳しくはお近くのJA窓口までお問い合わせください。

発送時期：プレゼントはお借入いただいた月の2か月後にお届けいたします(予定)

<例> お借入：2019年2月 → プレゼント発送：2019年4月

※お借入日の翌月から6か月以内にお客様がお受取りにならない場合、プレゼントは失効いたしますのでご了承ください。

借入金額1,000万円以上かつ10年以上お借入いただくお客様



静岡県くみあい商品券  
5,000円分をプレゼント!

## Present

今回の『JAmp』はいかがでしたか?  
あなたのご意見、ご感想をお聞かせください。

**A** ナシカ 双眼鏡  
(倍率8倍)  
…1名様  
軽くて持ち運びに便利です。  
アウトドアやスポーツ観戦にも。



**B** ウォーターフロント  
折りたたみ傘…1名様  
遮熱効果で炎天下でも涼しい。  
晴雨兼用のため急な雨にも安心です。



**C** 茶缶…1名様  
ユリの絵をあしらった高級感のある茶缶。  
中蓋つきでしっかり茶葉を保存します。

ご応募いただいた方の中から抽選で、  
ご希望の商品をプレゼントします。

**D** ハリオ 茶茶急須 ふかみ  
…1名様  
茶漉しのメッシュが細かく、  
深蒸し茶を淹れるのにぴったり。



**E** 湯のみ2個セット(赤・青)  
…1名様  
白を基調としたシンプルなデザイン。  
季節を問わず使えます。

**F** TWISTEA(グリーン)…2名様  
茶漉しとタンブラーが一体となったボトル。  
リーフのお茶がどこでも楽しめます。



**G** お米券2kg  
…10名様



### 応募方法



郵便ハガキに①郵便番号②住所③氏名  
④年齢⑤電話番号⑥希望賞品(第1希望・第2希望)⑦本号の感想や「こんな特集を読みたい」というご意見を明記の上、  
下記宛先までご応募ください。

### 宛先

〒422-8621  
静岡市駿河区曲金三丁目8番1号  
静岡県信連JA企画推進部  
『JAmp』プレゼント係

### 応募締切

2019年6月30日(当日消印有効)  
●プレゼント当選者の発表は、  
賞品の発送をもって代えさせて  
いただきます。

個人情報の  
取り扱いについて

皆様からお預かりした個人情報につきましては、『JAmp』誌面作成の参考、  
プレゼント送付に必要な範囲でのみ利用させていただきます。  
法的開示要請以外に、ご本人の同意なく第三者への提供は致しません。

### 編集後記

本号では「静岡の旬をお届け!JAアグリNews」と題し、静岡が日本一の産出額を誇る「わさび」  
を特集しました。家庭ではなかなか一度で使い切れない生わさびですが、正しく保存すれば一  
カ月ほど日持ちするのだとか。お刺身やお蕎麦だけでなく、お肉と合わせたり、パスタに加えたり  
など、使い道も意外と多そう。また、新感覚のわさび、田丸屋の「わさびーズ」は、パーティーや  
おもてなしの料理に添えればみんなから注目されること間違いなしです。みなさんも、わさび  
をいろいろな方法で楽しんでみてはいかがでしょうか。

**JAバンク 静岡** 2019/5 第33号  
発行元  
静岡県信連JA企画推進部  
〒422-8621 静岡市駿河区曲金三丁目8番1号  
TEL.054-286-0099 FAX.054-284-9902  
http://www.jabank-shizuoka.gr.jp

●JAバンク静岡ホームページでは、『JAmp』最新号をはじめ、バックナンバーも紹介しています。トップページよりご覧ください。